

○牧之原市役所インターンシップ実施要綱

平成19年6月7日
告示第83号

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市（以下「市」という。）が学生に対して市役所における就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び市政に対する理解を深め、もって開かれた市政の推進のために行うインターンシップに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 学生が牧之原市役所において就業体験しながら研修することをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等学校等をいう。
- (3) 研修生 インターンシップを行う学生をいう。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、大学等に在学する学生で、市長が認める者とする。

(受入期間)

第4条 受入期間は、1月を超えない範囲内で、市長が必要であると認める期間とする。

(実施計画)

第5条 市長は、毎年度インターンシップとして学生を受け入れることのできる部署、研修可能期間、人数及びその研修内容等を明らかにしたインターンシップ実施計画を作成し、これを公表する。

(受入手続)

第6条 前条の実施計画に沿ったインターンシップを希望する大学等は、市長に対して、別に定める日までに牧之原市役所インターンシップ申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、研修生の受入れの可否を決定し、牧之原市役所インターンシップ受入決定通知書（様式第2号）により大学等に通知する。
- 3 市長は、前項の規定により研修生の受入れを決定し、大学等と受入れの内容等に関し、大学等から要望がある場合は、牧之原市役所インターンシップに関する覚書（様式第3号）を締結することができる。

(研修生の身分及び報酬等)

第7条 市は、研修生に対し、市の職員としての身分を付与しない。

- 2 市は、インターンシップによる報酬等についてこれを支給しない。

(服務)

第8条 研修生は、法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、市の職員の監督及び指示に従わなければならない。

- 2 研修生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはなら

ない。

3 研修生は、インターンシップに当たり、知り得た守秘事項を、研修期間中及びその終了後においても第三者に漏らしてはならない。

4 研修生は、前3項の規定を遵守することを明らかにするため、市に対して誓約書（様式第4号）を事前に提出しなければならない。

（研修費用）

第9条 市は、研修に要する費用を徴収しない。

（事故責任等）

第10条 大学等及び研修生は、研修中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

2 研修生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び研修生は、市又は第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

（研修の中止）

第11条 市は、研修生が第8条第1項から第3項までの規定に違反した場合及び市の業務に支障を来たと認めた場合には、直ちに研修を中止することができる。この場合において、市は研修生及び大学等にその旨を通知する。

（報告）

第12条 研修生は、インターンシップ終了後1月以内に牧之原市役所インターンシップ体験報告書（様式第5号）又は大学等で定めるこれに準ずる報告書を市長に提出しなければならない。

（研修生に関する個人情報の保護）

第13条 市は、研修生が提出する申込書等の個人情報をインターンシップに関する趣旨以外に使用してはならない。

（適用除外）

第14条 この告示は、資格取得のために行う学生の実施研修で、市長が認めるものについては、適用しない。

（雑則）

第15条 この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月7日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第59号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第34号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第62号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月31日告示第151号）

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年4月30日告示第123号）

この告示は、令和7年5月1日から施行する。